

# 嬉野市営浄化槽事業



嬉野市

## 嬉野市営浄化槽とは

市営浄化槽事業は、市が個人敷地に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行うものです。今までは、補助金や個人負担などで浄化槽の設置、維持管理を行っていただきましたが、この事業ではこれらを市が行います。

## 対象となるエリア

次のエリアを除く嬉野市の全域（最後の頁をご参照ください。）

- ・ 下水道事業計画に定められた予定区域

（今寺、下宿、温泉1～4区、内野内野山、湯野田、井手川内、下不動、中不動、下野

式浪、三坂、下岩屋1～3区、上岩屋）

- ・ 農業集落排水処理区域

（美野、上久間、馬場下、五町田・谷所）

注）上記の区域であっても予定区域外の場合がありますので、詳しくはお問合せください。

## 対象となる建物

設置する浄化槽が100人槽以下であって、市内にある建築物が対象となります。

ただし、工場からの排水や雨水などは除きます。

## 浄化槽の機能

一般家庭などから排出される、汚水（尿尿、雑排水）の汚濁負荷を1/10以上軽減することができます。



### 〇ミエル効果

- ・ 河川や水路などがきれいになり、悪臭がなくなります。
- ・ ホタルなどの清流に住む生物が増加します。

〔BOD（生物化学的酸素要求量）とは〕

BODは水質を表す指標で、この数値が高い場合は汚れが多いことを表します。

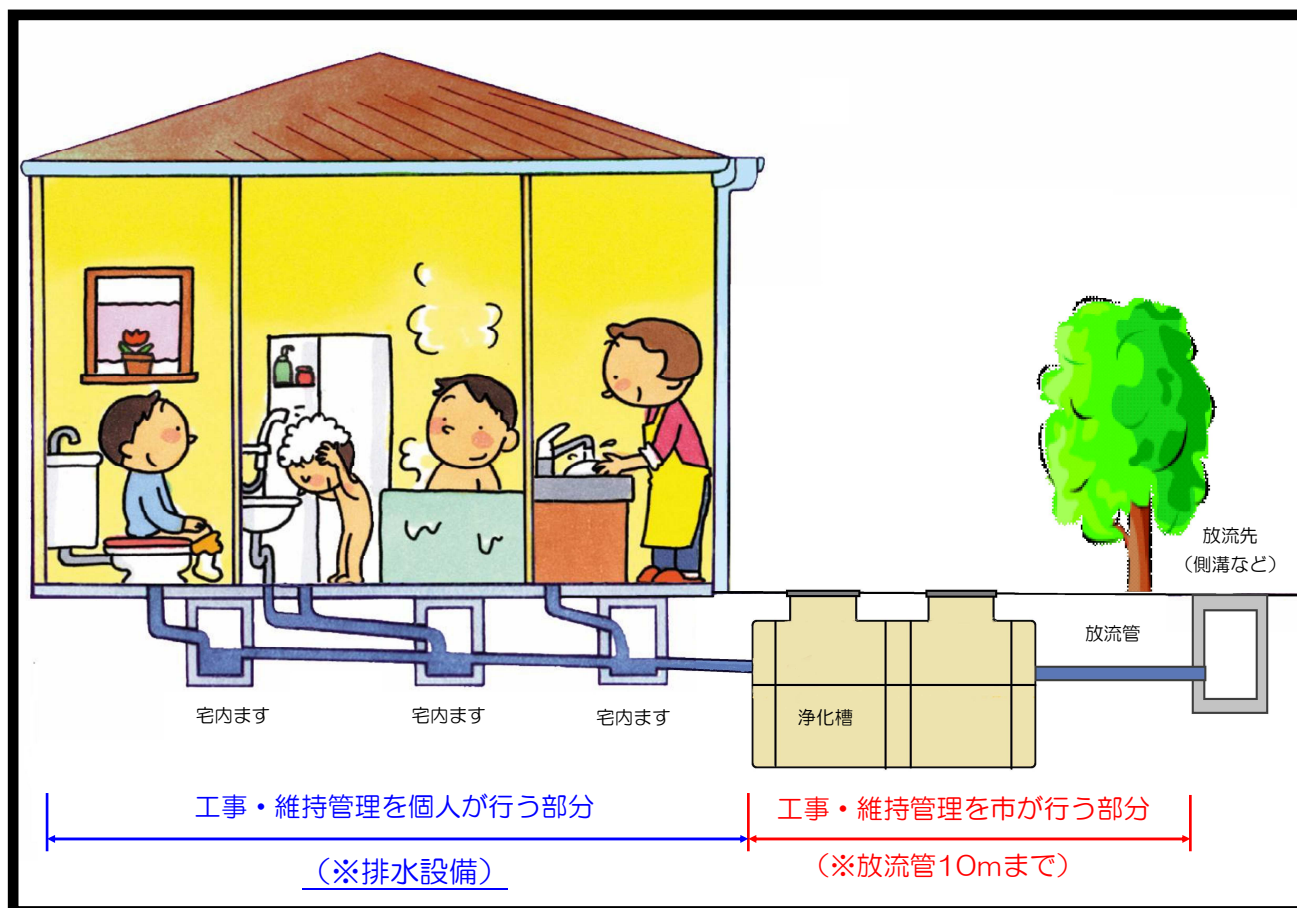
## 浄化槽の設置

- 市は、浄化槽の設置（フロア含む）、放流管（10mまで）、コンセント設置を行います。
- 上記以外の費用（宅内配管など）の費用は個人負担となります。
- 浄化槽設置費用の一部を分担金として負担していただきます。

### 【分担金額】

区分（人槽）	分担金額（¥）	区分（人槽）	分担金額（¥）
5	120,000	21～25	490,000
6～7	150,000	26～30	600,000
8～10	200,000	31～40	670,000
11～15	300,000	41～50	860,000
16～20	410,000	50以上	工事費の15%

### 【浄化槽設置の費用負担イメージ】



### 【浄化槽設置に係る個人負担の例】

- ・トイレの改造及び宅内の配管費用
- ・駐車場利用のための上部補強工事費
- ・工事の支障となる工作物等の撤去または移設費用
- ・放流ポンプの設置費用

## 浄化槽の維持管理

- 使用者は、毎月の使用水量に応じた使用料を負担していただきます。
- 使用料には法定検査の費用は使用料に含まれています。
- 市から委託を受けた業者が定期的に点検、清掃を行います。
- 浄化槽の使用、点検、清掃に係る電気料や使用料は使用者の負担となります。
- 通常の使用による機器等の修繕は使用料に含まれます。
- 使用者による機器等の破損は個人負担となります。

### 【使用料】

料金区分	汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用量 (税抜)
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,200円
超過料金	10m <sup>3</sup> を超える部分で1m <sup>3</sup> につき	150円

※使用料には、別途消費税がかかります。

### 【算定例】

算定汚水量が30m<sup>3</sup>の場合

$$1,200円 + (30m^3 - 10m^3) \times 150 = 4,200円 (税抜)$$

### 【浄化槽の法定検査】

7条検査・・・浄化槽を使い始めてから4か月から8か月までの間に行う最初の検査です。

新たに設置された浄化槽が適正に機能しているかを検査します。

11条検査・・・毎年1回受ける検査で保守点検や清掃が定期的に行われているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかなどを確認します。



## 申請から使用開始までの流れ

事前相談

設置申請

工事計画書作成

工事計画書承認

分担金納付

工事施工

工事完了・検査

排水設備申請・施工

排水設備検査

使用開始届提出

使用料の納付

- ・ 所定の申請書に必要書類を添付して提出してください。

- ・ 現地調査や他機関との協議を行います。
- ・ 市が工事計画書を作成します。



- ・ 工事計画に異議がなければ、承諾書を提出してください。

- ・ 分担金を指定金融機関等で一括納付してください。

- ・ 入札等で落札した工事業者と契約を行います。
- ・ 工事業者より工程等の説明を行い、施工します。



- ・ 工事完了後、市が竣工検査を行います。
- ・ 市から工事完了通知書を申請者に送付します。

- ・ 宅内排水（排水設備）の接続申請を行ってください。  
（排水設備は全て個人負担です。）

- ・ 市が排水設備の検査を行います。  
（台所やトイレから水を流してもらいます。）

- ・ 使用開始届を市に提出してください。

- ・ 使用料を口座振替等で納付していただきます。



※ 黄色の枠が申請者が行う事項です。

## 排水設備の設置

市営浄化槽に流入する宅内の配管及びますのことを「排水設備」と言います。排水設備は、申請者のご負担で設置、維持管理をしていただきます。

### 工事をするには？

排水設備の工事は、嬉野市が指定した“排水設備指定工事店”でなければ工事ができませんので、指定工事店へ工事をお申し込みください。

指定工事店の一覧表は嬉野市HPからダウンロードすることができます。

[http://www.city.ureshino.lg.jp/shimin/51/\\_20043.html](http://www.city.ureshino.lg.jp/shimin/51/_20043.html)

### 費用はどれくらいかかるの？

排水設備にかかる費用については、家屋や土地の広さや形状、水回りの数、トイレのグレードなどで価格は変動しますので、一概にいくらとは言えません。

排水設備指定工事店から見積りをとってください。業者により金額が異なるため2社以上の見積りをとることをお勧めします。

### 浄化槽にいつ接続したらいいの？

市営浄化槽は設置後1年以内に接続していただかなければなりません。

接続には申請が必要になりますが、そのタイミングは浄化槽の設置申請以降であればいつでも構いません。

### とりあえずトイレだけつないでいいの？

し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽浄化槽になりますので、トイレのみを接続は許可できません。

トイレだけの汚水では、処理に必要な栄養分が偏っているため、微生物の働きが正常に行われませんので、結果、正常な処理ができません。

## 浄化槽の帰属（寄附）

浄化槽の帰属とは、既に個人で設置されている合併処理浄化槽で、市に帰属を希望する場合、一定の要件を満たすものを市に帰属（寄附）させ市営浄化槽として運営するものです。

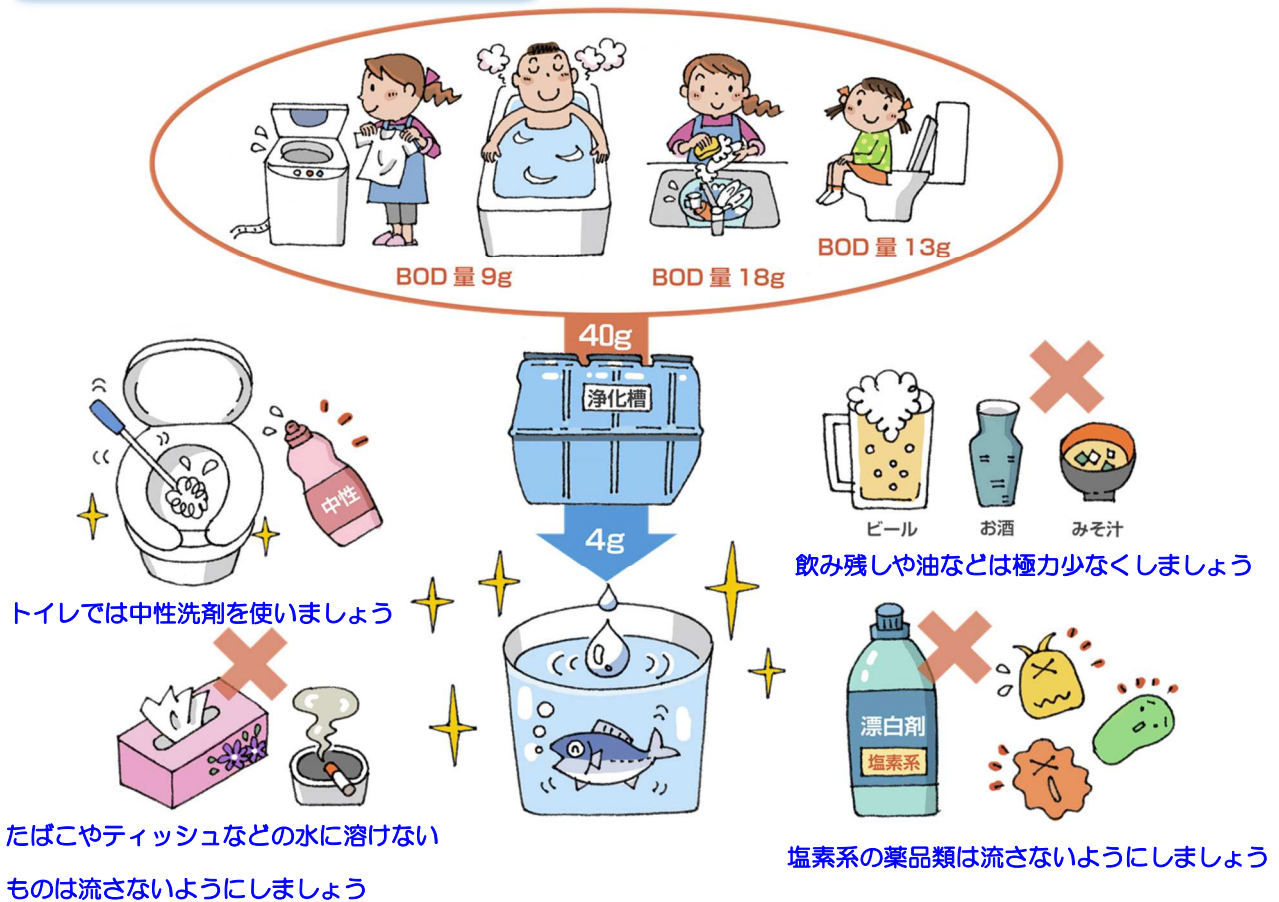
帰属された浄化槽は、市が維持管理を行い、使用者は使用料を収めていただくこととなります。なお、分担金は必要ありません。

### □帰属の要件





- 市営浄化槽事業の区域内で、現に使用されている浄化槽であること。
- 過去1年間の法定検査において異常がないこと。
- 過去1年間の保守点検記録が整備されていること。
- 浄化槽本体やブローア等に補修の必要性がないこと。
- 排水設備等に損傷がないこと。

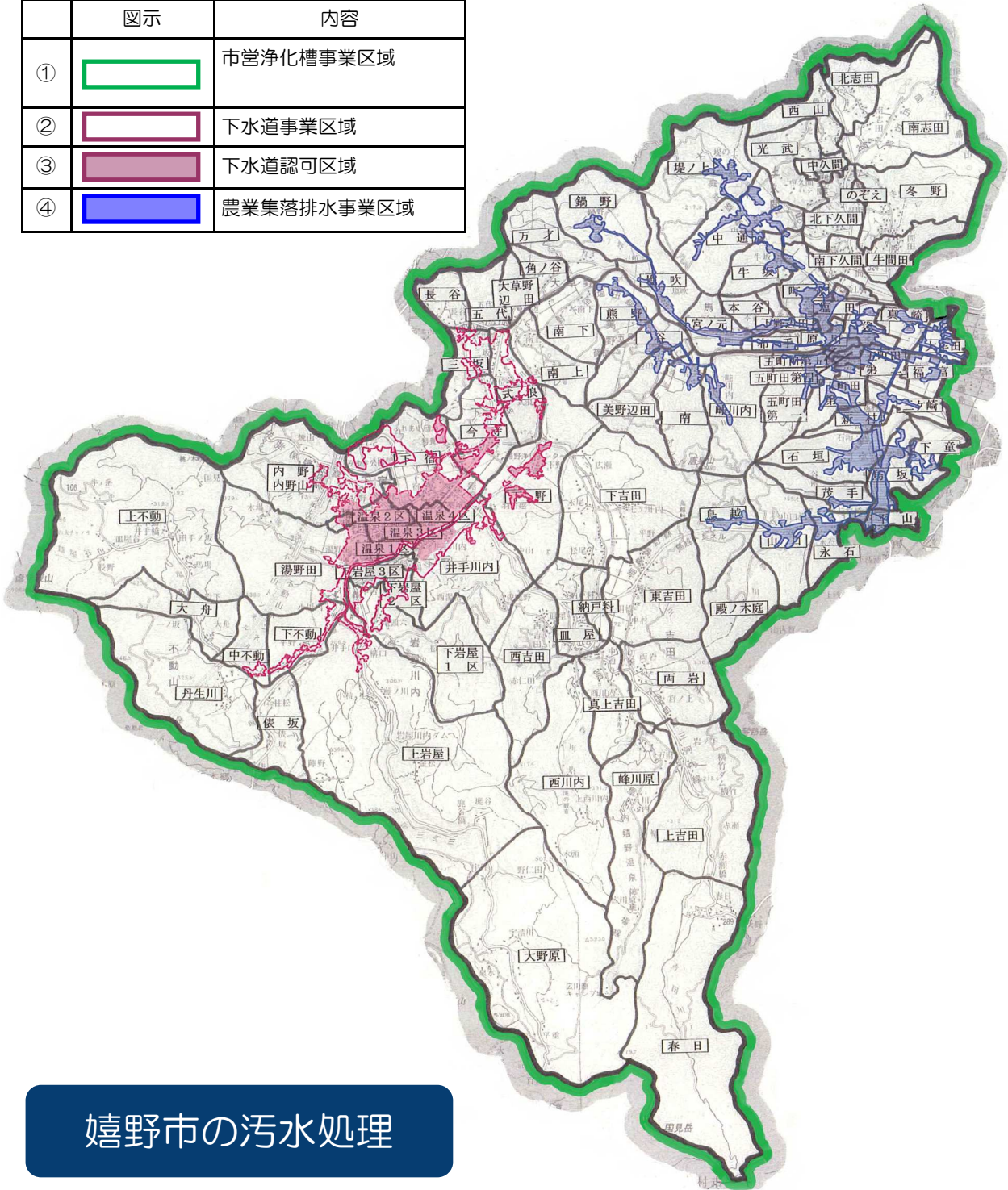
※詳しくは、市役所環境下水道課へお問い合わせください。

## 浄化槽の上手な使い方



ルールを守り浄化槽を使用することで、快適な生活を送ることができます。

	図示	内容
①		市営浄化槽事業区域
②		下水道事業区域
③		下水道認可区域
④		農業集落排水事業区域



## 嬉野市の汚水処理

お問い合わせ先

嬉野市役所 環境下水道課

〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 (嬉野庁舎)

TEL 0954-42-3317 FAX0954-42-3300

E-mail gesuidou@city.ureshino.lg.jp